平成２５年（フ）第８３号
群馬県高崎市八千代町１丁目５番11号　ヴィラＭＲＫ８―501号
債務者　安田　一彦
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　藍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第６号
広島市安佐南区長楽寺１丁目９－５　ＮＹレトアＡ102号、前住所大阪府八尾市安中町２丁目３－２
債務者　高井　兼三
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝手　康史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第１７３号
大分市大字猪野996番地の４　サンヒルズ明野404
債務者　小野　高広
1　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　巨瀬　慧人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２４８号
仙台市泉区南光台４丁目29番２号　ベルトピア仙台10―203
債務者　後藤　　篤
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅沼　賢広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４５３号
京都府八幡市八幡樋ノ口１番地の12
債務者　松原新一こと　権　　鐘豢
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸田　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４２２号
大阪府富田林市若松町東２丁目１―10、住民票上の住所大阪府富田林市別井３丁目１番１号
債務者　前本商店こと　前本　啓介
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土田　泰弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４２７号
大阪府藤井寺市林５丁目２番47号
債務者　山川　　高
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土田　泰弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
長野県塩尻市大字広丘吉田362番地10
債務者　矢澤　文子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神戸　美佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１４７号
愛知県稲沢市高御堂10丁目２番１―703号
債務者　永山　学人
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木啓太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１４８号
愛知県稲沢市高御堂10丁目２番１―703号
債務者　永山　絹代
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木啓太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１５３号
岐阜県羽島市正木町須賀赤松472番地
債務者　シャン美容室こと　森　　美義
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　隆吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１３１号
岐阜県可児市緑７丁目20番地
債務者　宮島　捨治
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿倉　祐一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１１８号
函館市富岡町２丁目９番22号　ハイブローム富岡Ｂ号室
債務者　高田ひとみ
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１７６号
愛知県豊田市志賀町神上り31番地94
債務者　蟹　美喜代
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４３３号
埼玉県戸田市大字新曽790番地の15　エポックマエダ301号室
債務者　向井　昭夫
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４５０号
さいたま市中央区上落合８丁目10番22―604号
債務者　岡里恵美子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４７７号
埼玉県戸田市笹目１丁目29番地の16　駒崎荘201号室
債務者　佐藤　涼子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係